

令和6年度 第1回
地域産業資源活用商品化事業費補助金募集要領

能代市では、秋田杉や白神ネギなどの農林水産物、鉱工業品やその生産技術、文化財や観光資源などの地域産業資源を活用した商品化をしようとする市内の方、団体、グループに、対象経を補助します。利用を希望される方は、下記の事項を確認の上、お申し込みください。

補助対象者	市税等の完納者で、次のいずれかに該当する方が対象です。 (1) 地域産業資源を活用した商品化 ア 市内に住所を有する個人 イ 市内に事業所を有する法人もしくは団体 ウ 上記に定める市民または法人もしくは団体のいずれか2者以上で構成するグループ (2) 農商工連携による商品化 市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する法人もしくは団体のいずれか2者以上で構成するグループ
補助要件	令和7年3月31日までに商品化（試作品の完成）すること。
概要	(1) 補助率 補助対象経費（裏面参照）の4分の3（千円未満切捨て） (2) 上限額 30万円
採択件数	2件程度
募集期間	令和6年4月1日（月）から令和6年5月10日（金）まで
応募方法	次の書類を市役所商工労働課に提出してください。 ① 地域産業資源活用商品化事業概要書（様式第2号） ② 地域産業資源活用商品化事業計画書（様式第2号の2） ③ 履歴書（個人のみ）、会社概要（事業所のみ） ④ 住民票（個人のみ） ⑤ 所得税確定申告書類等 ⑥ 納税証明書 ⑦ 経費の見積書の写し ほか ※①・②は能代市のホームページからダウンロードできます。
審査方法	(1) 審査の内容 ① 書類審査 ② プレゼンテーション審査 (2) 審査の基準 事業の目的・実施体制、事業内容と市場性、資金計画、技術的な実現性、事業の新規性・地域資源の活用、補助金による支援の必要性等を主な基準として審査します。

地域産業資源活用商品化事業費補助金の補助対象経費

経費区分	内 訳
謝 金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
旅 費	アドバイスを受ける専門家を招聘するための旅費、職員の研修旅費等（実費弁償）
原 材 料 費	新商品の試作もしくは販売商品の作製に直接使用する主要原料、材料、資材等の購入に要する経費
機 械 器 具 費	設備、機械器具、什器備品等の賃借料等
委 託 費	市場動向調査や研究開発、ホームページの作成等の一部を外部に委託する経費
人 材 育 成 費	研修費等
人 件 費	もっぱら補助事業に従事する者の人件費
会 議 事 務 費	事業実施のために必要な会議を開催する会場使用料、文献費、消耗品費等
そ の 他	上記以外で市長が特に必要と認める経費

※土地、建物等の不動産取得費は対象経費になりません。

【問い合わせ・提出先】 能代市環境産業部 商工労働課 商工労働係
 〒016-8501 能代市上町1番3号 能代市役所 新庁舎2階
 電話 0185-89-2186 F A X 0185-89-1775
 URL <https://www.city.noshiro.lg.jp/sangyo/shogyo/kigyo-kaihatsu/4632>
 E-Mail syokou@city.noshiro.lg.jp